

X-1

令和7年度

# いじめ防止基本方針



小31 富山市立四方小学校

## 目 次

はじめに	1
<b>1 いじめの防止等の対策の基本方針</b>	
(1) いじめの防止等の対策の基本理念	1
(2) いじめの定義	1
(3) いじめの防止等の対策の責務	2
(4) いじめの理解	3
<b>2 いじめの防止等の対策の基本的な取組</b>	
(1) いじめの防止	3
(2) いじめの早期発見	4
(3) いじめへの対応	5
<b>3 いじめの防止等の対策の学校の取組</b>	
(1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定	6
(2) いじめの防止等の対策のための学校組織の設置	6
<b>4 重大事態への対処</b>	
(1) 重大事態の発生と調査	8
(2) 調査結果の提供及び報告	10
<b>5 いじめ防止に関するその他の事項</b>	
「富山市いじめ防止基本方針」の見直しについて	11

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

富山市立四方小学校は、児童の尊厳を保持する目的の下、市、学校、家庭、地域住民、その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号。以下「法」という。) 第13条の規定に基づいて、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「いじめ防止基本方針」を策定した。

### 1 いじめの防止等の対策の基本方針

#### (1) いじめの防止等の対策の基本理念

- ・いじめの防止等の対策は、いじめが全ての児童に関わる問題であるという認識に立ち、児童が安心して学習等の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目指して行うことが重要である。
- ・また、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることを児童が十分理解できるように行うことが必要である。
- ・加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関が、いじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切である。なお、こうした取組に当たっては、法の規定をはじめとして、国が策定した「いじめ防止等のための基本的な方針」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等の内容の適切な理解も必要である。

#### (2) いじめの定義

##### (定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(法第2条。以下、枠内は法の条文。)

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動、塾、スポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団の中の人的関係をいう。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のみならず、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすること等を意味する。
- 「心身の苦痛を感じている」と思われるもの、いわゆるグレーゾーンの状況であっても、まず「いじめ」であるとして対処する。
- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

- いじめの認知は特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」（法第22条）を活用して行う。
- 教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まずに、または、対応不要であると個人で判断せずに直ちに全てを当該組織に報告する。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

#### ※ いじめの態様の例

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌がることを言われる
- ・仲間はずれ、個人・集団から無視をされる
- ・軽くあるいはひどくぶつかられる、叩かれる、蹴られる
- ・金品をたかられる、隠される、盗まれる、壊される、捨てられる
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる、させられる
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる など

（「いじめ防止等のための基本的な方針」<平成25年10月11日文部科学大臣決定（平成29年3月14日改定）>を参照。以下「国の方針」という。）

#### ※ いじめが解消している状態の判断について

単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。「解消している状態」と判断するには、少なくとも次の2つの要件が満たされていることが必要であり、他の事情も勘案して判断する。

- ① 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む）の止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安）継続していること。（被害が重大なものは、更に長期とすることも考えられる）
- ② いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点で被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。（被害児童およびその保護者への面談等で確認）

#### ※ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめが解消している状態に至った上で、いじめ問題を乗り越えた状態とは、謝罪のみをもって終わるものではない。被害児童の回復、加害児童が抱えるストレス等の問題の除去、加害被害双方の児童と他の児童との関係修復を経て、双方の当事者や、周りのもの全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。

#### (3) いじめの防止等の対策の責務

- ① 学校及び学校の教職員は、基本理念に基づき、保護者、地域、関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止等の対策に取り組むとともに、当該学

校の児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務がある。

② 保護者は、子の教育について第一義的責任があり、その保護する子がいじめを行うことがないように、規範意識を養うための指導を行うように努める必要がある。また、その保護する子がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する必要がある。さらに、保護者は、国、県、市及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める必要がある。

#### (4) いじめの理解

いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こりうるものである。「暴力を伴ういじめ」だけでなく、嫌がらせ等の「暴力を伴わないいじめ」も、何度も繰り返されたり、集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険が生まれることを十分理解する必要がある。

また、「暴力を伴わないいじめ」は児童が入れ替わり、加害者にも被害者にもなる傾向があるので、「いじめを行いやすい子」「いじめられやすい子」という視点からは、いじめを予想することはできない。

さらに、いじめの加害、被害という関係だけでなく、「観衆」としていじめ行為をはやし立てたりおもしろがったりする存在や、その周りで暗黙の了解を与えていたり、「傍観者」の存在等、いじめの構造的な人間関係にも注意を払う必要がある。

加えて、いじめは大人が見えにくいところで行われていることが多いことから、いじめが発見、認知されたときには、すでに重大な事態に至っている場合があることを十分に理解した上で対処することが大切である。

いずれにしても、いじめが、大人社会のゆがみと同じ地平で起こるという認識の下に、「いじめは絶対に許さない」という意識をもち、社会総がかりで対処しなくてはならない問題であることを理解することが重要である。

## 2 いじめの防止等の対策の基本的な取組

### (1) いじめの防止

- ・全ての教育活動を通して、「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認める」態度を育てるとともに、児童だけでなく、保護者も含めて、いじめをしない、させない、許さない学校風土づくりに努める。
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ児童及び保護者に示し、児童が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止を図る。
- ・児童のコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で主体的に参画できる授業づくりや集団づくりに努める。
- ・道徳教育の充実を図り、他の人を思いやる心を育てるとともに、宿泊学習や立山登山等の体験的な活動を通して、互いに助け合い、協力し合うことの大切さを実感させる。
- ・昼の読書活動、読み聞かせ活動等を通して、言葉を尊重する心を育てるとともに、言葉によって表現された情感を味わう機会を多く設ける。

- ・いじめを人権問題と捉え、「人権教育の指導事例集」等を参考にした授業・行事（「人権を考える週間」等）を計画的に進め、児童の人権意識の向上を図る。
- ・児童に対して、傍観者とならず、身近な大人や先生への報告をはじめとする、いじめをやめさせるための行動の大切さを理解させるよう努める。
- ・いじめを受けている児童が自尊感情を失うことがないよう、「いじめを受けている人が悪いのではない。助けを求めるることは恥ずかしいことではない。」というメッセージを送り続け、学校が守る姿勢を示す。
- ・児童会等、児童による自主的な活動（人権作文発表会等）を支援し、児童が自主的にいじめ問題について考え、議論すること等の活動に取り組ませ、自己指導能力を育てるものとする。
- ・いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む必要がある。
- ・学校として「特に配慮が必要な児童※」については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行うことが必要である。

※ 特に配慮が必要な児童とは、発達障害を含む障害のある児童、海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなど外国につながりのある児童、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童等。

- ・教職員の言動が児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりするがないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

## （2）いじめの早期発見

- ・「いじめはどの児童にも、どの学校でも起こりうる」という認識を全教職員がもち、児童の言動や表情を細かく観察することや児童に対する定期的な調査等を実施することでいじめの早期発見に努める。
- ・いじめは、大人には見えにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、ささいなサインであっても、「もしや、いじめではないか」という疑いがあれば、早い段階から的確に関わることにより、いじめの早期発見、対処、措置につなげる。
- ・いじめによるストレスや悩みを抱えている児童は、進んで相談することが少ないため、教職員や保護者は、児童が気持ちを打ち明けられるよう、日頃から「何でも話せる」雰囲気づくりに努めるとともに、早めにスクールカウンセラー等につなぐことで、いじめの早期発見に役立てる。
- ・いじめられている児童にとって、他者へ相談すること自体が多大な勇気がいるとともに、即時に対応しないと訴えを出さなくなってしまうことを教職員が理解した上で、相談に対しては、必ず教職員が直ちに管理職に報告し、組織で対応することを徹底する。

### (3) いじめへの対応

#### ① いじめの認知後の対処等

- ・いじめがあることを確認したときは、直ちにいじめを受けた児童、いじめを知らせた児童の安全を確保するとともに、法第22条に基づく「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以下「学校組織」という。）に法第23条に基づいて全て報告し、学校組織が中心となり、当該いじめ問題の対応について判断し、適切・適時に調査・協議等を行う。
- ・「暴力を伴ういじめ」については、教職員が総力を挙げて直ちに暴力行為を止めるとともに、場合によっては、いじめを行った児童の保護者の理解を得た上で、当該児童を一時的に教室以外で個別の学習をさせるなどして、いじめられている児童を守る措置を講じる。
- ・いじめられている児童自身にいじめの原因を求めず、学校がいじめられている児童を徹底して守ることをはつきりと伝えることで、自尊感情を高め、不安を取り除くよう努める。さらに、状況に応じて、当該児童の登下校の見守り等を行い、当該児童の安全を確保する。
- ・いじめを行ったとされる児童に対して、調査・指導を行う際には、いじめが人格を傷付けるとともに、生命、身体及び財産を脅かす犯罪行為に当たる可能性があることを理解させ、自らの責任を厳しく自覚させる。一方、当該児童の抱える問題やいじめの背景にも留意し、健全な人間関係を育むように促す配慮をする。
- ・いじめられている児童といじめを行ったとされる児童それぞれの保護者には、できる限りいじめの認知当日に事実を連絡し、適切に調査・指導する旨を伝え、理解を得るとともに、継続的に調査・指導状況を報告する。
- ・児童生徒の心身に重大な被害が生じている、又はその疑いがあるいじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める。
- ・学校は、法第23条第2項に基づき、当該いじめの事実の有無について学校組織で確認した結果を市教育委員会に報告する。緊急の場合には、速やかに市教育委員会に第一報を入れ、対応を協議する。
- ・法第23条第2項により、学校からいじめについての報告を受けた場合、市教育委員会は、当該学校に対して、緊急の相談員の派遣等必要な支援を行うとともに、いじめを受けた児童その他の児童が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置を講じる。

#### ② いじめ解消に向けた取組

- ・いじめられていた児童が信頼できる人（親しい友人、教職員、家族、地域の人等）と連携するなどして、当該児童の心に寄り添い、支援する体制をつくるとともに、安心して教室等で学習やその他の活動に取り組むことができる環境を整える。加えて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、心理、福祉の専門家による心のケアを行うとともに、状況に応じて、医療関係機関とも連携し継続的に支援する。
- ・いじめを行っていた児童が、健全な活動目標（学習目標の設定、児童会の活動、クラブ活動、奉仕活動等）を自ら見付けられるように、教職員、家庭、地域、関係機関等が連携し支援する。
- ・いじめを見ていた児童にも、いじめ問題を自分の問題として捉えさせ、いじめに同調することや傍観することは、いじめに加担する行為となることを理解させる。

- ・児童が、児童会等の活動（学級会、全校集会等）を通して、自らいじめ問題について学び、「いじめは絶対に許されない行為である」という認識を行き渡らせることで、迷わずいじめを否定できる学級づくり、学校づくりを行う。
- ・縦割り活動、こども園交流、親子活動、地域の伝統に触れる活動、ボランティア活動等を積極的に取り入れることで、困難を乗り切ろうとする態度や自ら協力しようとする姿勢を培う。
- ・学校の全ての教育活動と家庭、地域の支援を通して、自己有用感や自己肯定感を育む。
- ・重大事態が発生した場合は、4「重大事態への対処」のとおり対処する。

### ③ インターネット上でのいじめに対する対処

- ・児童や保護者からの訴えや県等が行うネットパトロールからの情報等、ネット上のいじめと思われる情報を入手したときは、被害の拡大を避けるため、直ちに削除をする措置を講じる。その際、必要に応じて、法務局又は地方法務局に相談し、協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、援助を求める。また、早期発見の観点から、人権侵害情報に関する相談窓口等、関係機関の取組について周知する。
- ・児童に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図るとともに、保護者、地域に対しても、インターネット上のいじめの実態と未然防止、早期発見について啓発する活動を継続的に行うことで、理解と協力を求める。

## 3 いじめの防止等の対策の学校の取り組み

### (1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

策定した学校基本方針については、学校のホームページや、その他の方法によって、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるようにしておく。

### (2) いじめの防止等の対策のための学校組織の設置

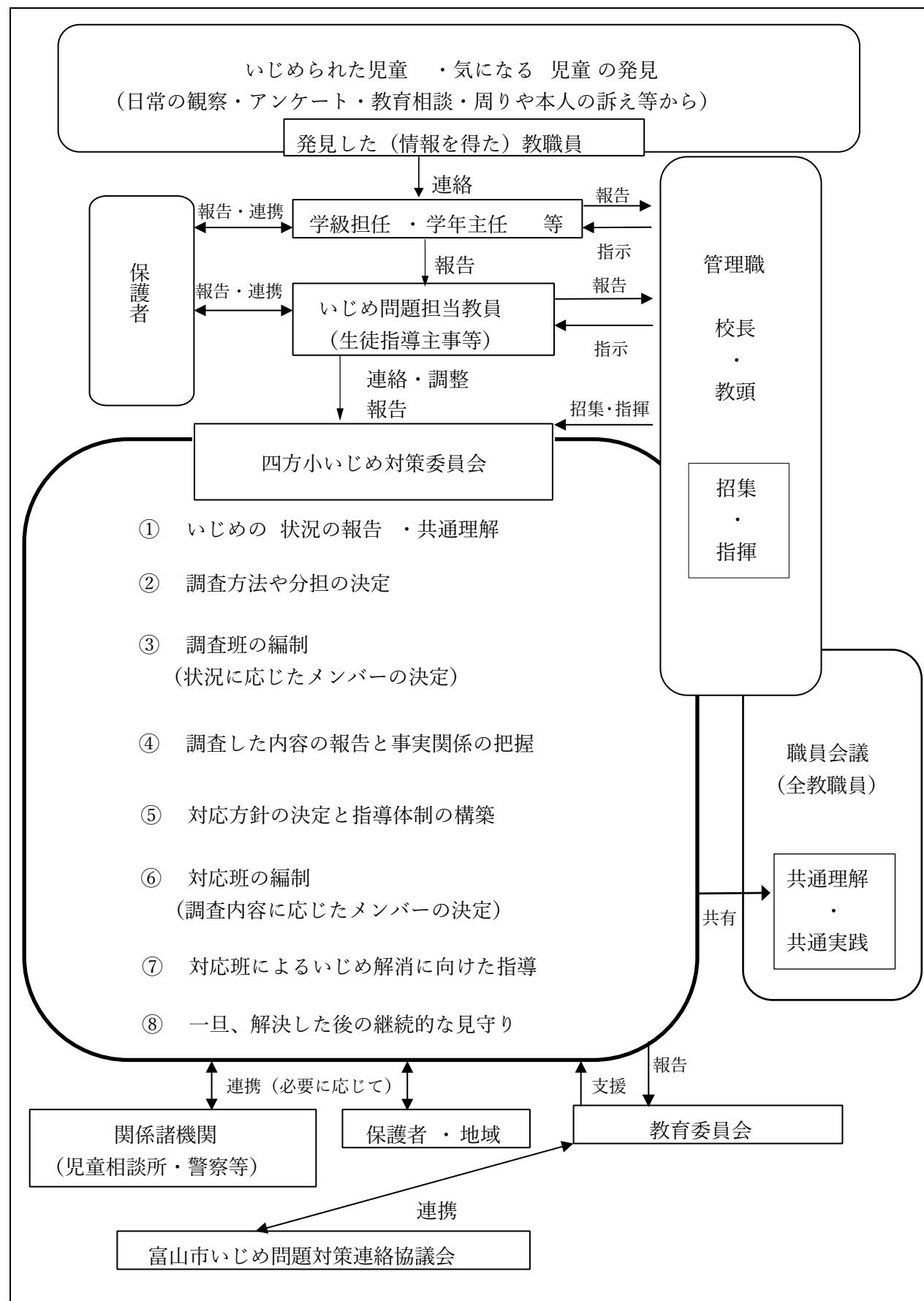
(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

法第22条は、学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うための中核となる常設の組織を置くことを明示する。

いじめが起こったときの組織的対応の流れ

四方小学校におけるいじめ防止等の対策のための組織（法第22条に基づく組織）



## 4 重大事態への対処

### (1) 重大事態の発生と調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

#### ① 重大事態の意味について

##### 第1号の例示

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 転校に至るほど精神的に苦痛を受けた場合 等

##### 第2号の例示

- 年間30日以上の欠席を目安とする。ただし児童が一定期間連続して欠席をしている場合は、この目安にかかわらず迅速に調査に着手する。
- ・「児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる必要がある。」
- ・もし立て時点において、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、必要に応じて、まず、法第23条第2項の規定を踏まえ、調査を実施し、事実関係の確認を行う。

#### ② 重大事態の報告（法30条第1項）

- ・重大事態が発生した場合は、市教育委員会を通じて、市長へ事態が発生した旨を報告する義務があり、その後県教育委員会を通じて、文部科学省に報告される。

#### ③ 重大事態の調査

- ・市教育委員会は、学校から重大事態が報告された場合、これを市長に報告するとともに、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織にするかについて判断する。

#### ④ 重大事態の調査組織

- ・市教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは調査のための組織を設ける。
- ・学校が調査の主体となる場合、各学校に設置されている学校組織の教職員のほか、必要に応じて、職能団体等から推薦を受けた医師や弁護士、公認心理師、スクールソーシャルワーカー等といった第三者の専門家が参画した調査組織となるよう努める。
- ・事案の特性やいじめられた児童生徒又は保護者の訴えを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止にすしも十分な結果が得られないと市教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会が主体となって調査を実施する。

#### ⑤ 重大事態の調査の実施に当たって

- ・学校又は市教育委員会は、重大事態の調査の開始が決定した時点で、調査開始日や調査組織の委員の構成状況に係る情報等について、県教育委員会を通じて文部科学省に報告する。ただし、発生報告を行う時点で調査の開始報告が可能な場合は、同時に報告してもよい。
- ・調査は、可能な限り詳細に事実関係を確認し、事案への対処及び再発防止策を講ずることを目的とする。
- ・調査に当たっては、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする必要がある。
- ・調査の実施は被害児童・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫し、共通理解を図りながら進める必要がある。
- ・被害児童、保護者に寄り添いながら対応することを第一とし、信頼関係を構築して、進める必要がある。
- ・加害児童からも、調査対象となつてゐるいじめの事実確認について意見を聴取し、公平性及び中立性を確保する必要がある。
- ・市教育委員会及び学校は、自らの対応にたとえ不都合なことがあっても、事実関係を明らかにして、対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していくという姿勢で調査に取り組む。
- ・学校基本方針に基づく対応は適切に行われていたか、学校組織の役割は果たされていたか、学校のいじめ防止プログラムや早期発見・事案対処のマニュアルはどのような内容で、適切に運用され機能していたか等について分析を行う必要がある。

## (2) 調査結果の提供及び報告

### 第28条

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

① いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- ・市教育委員会又は学校は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。この際、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- ・調査の進捗状況について、被害児童及び保護者に対して拒むことなく、定期的又は、適時に説明や経過報告に努める。
- ・調査結果を公表する場合は、公表の仕方及び公表の内容を被害児童とその保護者に確認する。
- ・報道機関等、外部に公表する場合は、他の児童又は保護者に対して可能な限り、事前に調査結果を報告する。また、その際に、児童又は保護者の間において憶測を生み、学校に対する不信を生むことがないよう、再発防止策（対応の方向性を含む）とともに調査結果を説明する。
- ・報道機関等、外部に公表しない場合であっても、再発防止に向けて、調査結果の内容について、他の児童又は、保護者に対して説明を行うことを検討する。
- ・加害児童及びその保護者に対して、被害児童、保護者に説明した方針に沿って、調査結果の内容について説明する。学校は、調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝え、加害児童が抱えている問題とその心に寄り添いながら、個別に指導していじめをしたことのあやまちに気付かせ、被害児童への謝罪の気持ちの醸成を図る。
- ・調査結果の公表に当たり、個別の情報を開示するか否かについては富山市情報公開条例（平成17年富山市条例第30号）等に照らして適切に判断する。

② 調査結果の報告

- ・調査結果については、市教育委員会の会議において議題として扱った後市長に報告・説明し、その後、県教育委員会を通じて文部科学省に報告する。なお、必要に応じて調査結果を総合教育会議において議題として取り扱うことも検討する。
- ・①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又は、その保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又は、その保護者の所見をまとめた文書（所見書）の提出を受け、調査結果の報告に添えて市長等に送付する。なお、調査主体は調査結果に対する所見書を市長に提出可能であることをあらかじめ被害児童とその保護者に伝える。

## 5 いじめ防止に関するその他の事項

「生徒指導提要」（2022.12改定）を共有し、早期発見、早期対応にも努めていく。

「いじめ防止基本方針」の見直しについては、諸処の動向を勘案して、毎年度見直しを図り、必要があれば改訂することとする。

- ① 平成25年 3月制定
- ② 平成27年 3月改定
- ③ 平成29年10月改定
- ④ 令和5年 8月改定
- ⑤ 令和7年 3月改定